

「ちば県民だより」 広告掲載契約書（案）

- 1 業務の名称 「ちば県民だより」 広告掲載
- 2 契約内容 別紙「令和6年度『ちば県民だより』広告掲載仕様書」により、ちば県民だより上に広告を掲載する
- 3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
- 5 契約保証金

上記業務について、千葉県（以下「甲」という。）と広告取扱事業者である〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年〇月〇日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千 葉 県
千葉県知事 熊 谷 俊 人

乙

(総則)

第1条 乙は、別添「令和6年度『ちば県民だより』広告掲載仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、甲が発行する「ちば県民だより」に広告を掲載し、甲に対しその対価とし、頭書の契約金額(以下、「広告掲載料」という。)を納付するものとする。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲と乙とが協議してこれを定める。

(契約の保証)

第2条 乙は、本契約の締結に当たり、広告掲載料の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内(確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額)をもって換算するものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 広告掲載料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の広告掲載料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつ

ては、この限りでない。

(履行状況の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは乙に対してこの契約の履行状況につき、随時に調査し、又は報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合にはこの契約の内容を変更し、又はこの契約の履行を一時中止することができる。この場合において広告掲載料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙とが協議してこれを定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第6条 この契約の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

(業務改善の命令)

第7条 乙が仕様書に反して業務を実施した場合、甲は、その業務の改善を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

2 乙は、前項の規定により甲から業務の改善を命ぜられたときは、誠実にこれを実施しなければならない。

(広告の掲載に伴う検査等)

第8条 乙は、仕様書に基づく広告データ（以下、「成果品」という。）を、各月県が指定した期日までに納入しなければならない。

2 甲は前項の規定による納入があったときは、その日から10日以内に成果品が本契約の内容に適合するものであるかどうか、検査を行わなければならない。

3 乙は、第2項の規定による検査の結果不合格となり、甲より補正を命ぜられた

ときは遅滞なく当該補正を行い、甲による再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項の規定を準用する。

(広告掲載料の納付額及び納付方法)

第9条 広告掲載料は、仕様書に定める掲載回数で除すものとし、各月の納付額は、別紙「契約金額の契約期間各号における支払額」により定めるものとする。

2 甲は、各月納付額に基づき、「ちば県民だより」各号の納品確認後、速やかに納入通知書を発行するものとする。

3 乙は、甲が発行した納入通知書により、記載された期日までに納付しなければならない。

4 前項の納付について、乙の責めに帰すべき事由により支払いが遅れた場合においては、乙は、広告掲載料にこの契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率を乗じて計算した額を延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞金の総額が100円に満たないときはこの限りではない。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 乙が前項の期間内に履行の追完をしないときにおいても、甲は、前条の広告掲載料の納付を求めることができる。

(催告による解除)

第11条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすること

なく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に違反したとき。
- (2) 乙が、本契約に定める納付期限内に広告掲載料の納付を行う見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が、本契約の締結及び履行に関し、詐欺その他不正の行為があるとき。
- (4) 乙が、正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
- (5) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (6) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (7) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の解除権)

第13条 甲が本契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、乙は本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害は甲が負担する。

(違 約 金)

第14条 第11条及び第12条第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、広告掲載料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

2 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

3 甲は、実際に生じた損害額が第1項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

4 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率で計算し

た額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる）を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

（秘密の保持等）

第 15 条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約事項）

第 16 条 乙に談合その他不正行為があったときは、別記 1「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項」によるものとする。

（補則）

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

別紙

第9条関係

契約金額の契約期間各号における支払額

広告掲載号（掲載確定月）	納付金額
令和6年5月号（4月）	
令和6年6月号（5月）	
令和6年7月号（6月）	
令和6年8月号（7月）	
令和6年9月号（8月）	
令和6年10月号（9月）	
令和6年11月号（10月）	
令和6年12月号（11月）	
令和7年1月号（12月）	
令和7年2月号（1月）	
令和7年3月号（2月）	
令和7年4月号（3月）	
合計	

※消費税相当額の端数処理を行う場合は最終月で調整する。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。